

共通仕様書

令和5年6月改正

愛知中部水道企業団

共通仕様書目次

第1編 総 則 編	1
第1章 総 則	1
第1節 総 則	1
1-1-1 適 用	1
1-1-2 用語の定義	1
1-1-3 設計図書の照査等	5
1-1-4 工程表	5
1-1-5 施工計画書	5
1-1-6 監督員	6
1-1-7 工事用地等の使用	6
1-1-8 工事の着手	7
1-1-9 工事の下請負	7
1-1-10 施工体制台帳	7
1-1-11 請負者相互の協力	8
1-1-12 工事の一時中止	9
1-1-13 設計図書の変更	9
1-1-14 工期変更	9
1-1-15 支給材料	10
1-1-16 工事現場発生品	11
1-1-17 建設副産物	11
1-1-18 監督員による確認及び立会等	12
1-1-19 数量の算出及び工事完了図	12
1-1-20 工事完了検査	13
1-1-21 既済部分検査等	13
1-1-22 中間検査	14
1-1-23 部分使用	14
1-1-24 施工管理	15
1-1-25 履行報告	15
1-1-26 工事関係者に対する措置請求	16
1-1-27 工事中の安全確保	16
1-1-28 火災の防止	19
1-1-29 後片付け	19
1-1-30 事故報告書	20
1-1-31 環境対策	20
1-1-32 文化財の保護	21
1-1-33 交通安全管理	21
1-1-34 施設管理	25

1-1-35	現場の衛生管理	25
1-1-36	諸法令の遵守	25
1-1-37	官公庁等への手続等	28
1-1-38	施工時間の変更	29
1-1-39	工事測量	29
1-1-40	提出書類	30
1-1-41	不可抗力による損害	30
1-1-42	特許権等	31
1-1-43	保険の付保及び事故の補償	31
1-1-44	臨機の措置	32
1-1-45	現場代理人及び監理技術者等	32
1-1-46	河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件	33
1-1-47	踏荒らし	34
1-1-48	契約不適合責任	34
愛知中部水道企業団共通仕様書【追録】		①
施工管理基準		②
出来形管理基準及び規格値		④

以下については、愛知県建設局標準仕様書-土木工事標準仕様書-、愛知県企業庁標準仕様書-工事標準仕様書-【追録】及び愛知県企業庁標準仕様書-業務委託標準仕様書-【水道編】を愛知中部水道企業団の共通仕様書に読替えて使用する。

愛知中部水道企業団共通仕様書

- 第 2 編 材 料 編（愛知県建設局標準仕様書-土木工事標準仕様書-第 2 編）
- 第 3 編 工 事 共 通 編（愛知県建設局標準仕様書-土木工事標準仕様書-第 3 編）
- 第 4 編 管 工 事 編（愛知県企業庁標準仕様書-工事標準仕様書-【追録】第 13 編
第 1、3～6 章）
- 第 5 編 道 路 工 事 編（愛知県建設局標準仕様書-土木工事標準仕様書-第 7 編）
- 第 6 編 電 気 通 信 設 備 編（愛知県企業庁標準仕様書-工事標準仕様書-【追録】第 13 編
第 8、10 章）
- 第 7 編 機 械 設 備 工 事 編（愛知県企業庁標準仕様書-工事標準仕様書-【追録】第 13 編
第 9 章）
- 第 8 編 業 務 委 託 編（愛知県企業庁標準仕様書-業務委託標準仕様書-【水道編】
第 1、2 編）
- 第 9 編 塗 装（塗替え）編（愛知県企業庁標準仕様書-工事標準仕様書-【追録】第 13 編
第 7 章）
- 第 10 編 設 備 点 検 委 託 編（愛知県企業庁標準仕様書-業務委託標準仕様書-【水道編】
第 3 編）

第 1 編

総 則 編

愛知中部水道企業団

目 次

第1編 総 則 編	1
第1章 総 則	1
第1節 総 則	1
1-1-1 適 用	1
1-1-2 用語の定義	1
1-1-3 設計図書の照査等	5
1-1-4 工程表	5
1-1-5 施工計画書	5
1-1-6 監督員	6
1-1-7 工事用地等の使用	6
1-1-8 工事の着手	7
1-1-9 工事の下請負	7
1-1-10 施工体制台帳	7
1-1-11 請負者相互の協力	8
1-1-12 工事の一時中止	9
1-1-13 設計図書の変更	9
1-1-14 工期変更	9
1-1-15 支給材料	10
1-1-16 工事現場発生品	11
1-1-17 建設副産物	11
1-1-18 監督員による確認及び立会等	12
1-1-19 数量の算出及び工事完了図	12
1-1-20 工事完了検査	13
1-1-21 既済部分検査等	13
1-1-22 中間検査	14
1-1-23 部分使用	14
1-1-24 施工管理	15
1-1-25 履行報告	15
1-1-26 工事関係者に対する措置請求	16
1-1-27 工事中の安全確保	16
1-1-28 火災の防止	19
1-1-29 後片付け	19
1-1-30 事故報告書	20
1-1-31 環境対策	20
1-1-32 文化財の保護	21
1-1-33 交通安全管理	21
1-1-34 施設管理	25

1－1－35	現場の衛生管理	25
1－1－36	諸法令の遵守	25
1－1－37	官公庁等への手続等	28
1－1－38	施工時間の変更	29
1－1－39	工事測量	29
1－1－40	提出書類	30
1－1－41	不可抗力による損害	30
1－1－42	特許権等	31
1－1－43	保険の付保及び事故の補償	31
1－1－44	臨機の措置	32
1－1－45	現場代理人及び監理技術者等	32
1－1－46	河川管理施設及び道路附属物並びに占用物件	33
1－1－47	踏荒らし	34
1－1－48	契約不適合責任	34

第1編 総 則 編

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 適 用

1. 適用工事

この共通仕様書は、愛知中部水道企業団が発注する請負、委託により施行する水道事業（以下「工事」という。）に係る、愛知中部水道企業団工事請負契約約款（契約書を含み、以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定めることにより、契約の適正な履行の確保を図るものである。

ただし、その他の工事については、愛知県建設局標準仕様書－土木工事標準仕様書－、愛知県企業庁標準仕様書－工事標準仕様書－【追録】及び愛知県企業庁標準仕様書－業務委託標準仕様書－【水道編】を適用するものとする。

2. 共通仕様書の適用

請負者は、共通仕様書の適用にあたって、愛知中部水道企業団工事監督要領（以下「監督要領」という。）及び愛知中部水道企業団工事検査基準（以下「検査基準」という。）に従った監督、検査体制のもとで、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、請負者はこれら監督、検査（完了検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治法施行令第 167 条の 15 に基づくものであることを認識しなければならない。

3. 優先事項

契約書に添付されている図面、特記仕様書及び設計書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

4. 設計図書間の不整合

特記仕様書、図面及び設計書の間には相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、請負者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

5. S I 単位

設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位においては、S I 単位と非 S I 単位が併記されている場合は（ ）内を非 S I 単位とする。

1-1-2 用語の定義

1. 監督員

この共通仕様書で規定されている監督員とは、専任監督員、主任監督員、総括監督員を総称している。なお、請負者には主として専任監督員が対応する。

2. 専任監督員

専任監督員とは、契約の履行についての請負者又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議、設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成し

た詳細図等の承諾、設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）、関連する２以上の工事が施工上密接に関連する場合における施工の調整を行うとともに、以上の事項（軽易と判断される事項を除く）及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の主任監督員への報告並びに工事検査に必要な工事関係書類の整備を行う者をいう。

3. 主任監督員

主任監督員とは、重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の総括監督員への報告及び専任監督員の指導監督並びに総括監督員を置かない工事において、特に重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の担当次長への報告及び監督業務のとりまとめを行う者をいう。

4. 総括監督員

総括監督員とは、特に重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の局長への報告、主任監督員及び専任監督員の指導監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。

5. 契約図書

契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

6. 設計図書

設計図書とは、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

7. 仕様書

仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を総称している。

8. 共通仕様書

共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げる程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

9. 特記仕様書

特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。なお、設計図書に基づき監督員が指示した書面及び請負者が提出し、監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。

10. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、工事完成図等をいう。なお、設計図書に基づき監督員が請負者に指示した図面及び請負者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

11. 設計書

設計書とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

12. 指示

指示とは、契約図書の定めにに基づき、監督員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項

について書面により示し、実施させることをいう。

13. 承諾

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は請負者が書面により同意することをいう。

14. 協議

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

15. 提出

提出とは、監督員が請負者に対し、又は請負者が監督員又は検査員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を説明のうえ差し出し、受理されることをいう。

16. 提示

提示とは、監督員が請負者に対し、又は請負者が監督員又は検査員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

17. 報告

報告とは、請負者が監督員に対し、工事の状況又は結果について書面等により知らせることをいう。

18. 通知

通知とは、発注者又は監督員と請負者又は現場代理人の間で、監督員が請負者に対し、又は請負者が監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

19. 受理

受理とは、契約図書に基づき、請負者、又は監督員が相互に差し出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

20. 書面

書面とは、手書き又は印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。

21. 確認

確認とは、契約図書に示された事項について、監督員、検査員又は請負者が臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

22. 立会

立会とは、契約図書に示された項目について監督員が臨場し、内容を確認することをいう。

23. 工事検査

工事検査とは、完了による引渡し、又は部分引渡しにより、検査員が給付の完了の確認を行うことをいう。

24. 検査員

検査員とは、愛知中部水道企業団財務規定第 112 条の規定により検査を命ぜられた職員をいう。

25. 同等以上の品質

同等以上の品質とは、設計図書で指定する品質又は設計図書に指定がない場合、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督員の承諾した品質をいう。なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、請負者の負担とする。

26. 工期

工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

27. 工事開始日

工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。

28. 工事着手日

工事着手日とは、工事開始以降又は実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあたっては、それを含む）の初日をいう。

29. 工事

工事とは、本体工事及び仮設工事をいう。

30. 本体工事

本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

31. 仮設工事

仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。

32. 工事区域

工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地の区域をいう。

33. 現場

現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所並びに設計図書で明確に指定される場所をいう。

34. 準備期間

準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。

35. S I

S Iとは、国際単位系をいう。

36. 現場発生品

現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

37. J I S

J I S規格とは、日本産業規格をいう。

38. J W W A

J W W A規格とは、日本水道協会規格をいう。

39. W S P

W S P規格とは、日本水道鋼管協会規格をいう。

40. J D P A

J D P A規格とは、日本ダクタイル鉄管協会規格をいう。

1-1-3 設計図書の照査等

1. 図面原図の貸与

請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書、標準仕様書等市販、公開されているものについては、請負者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

請負者は、施工前及び施工途中において、条件変更等に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は監督員から更に詳細な説明又は、書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3. 契約図書等の使用制限

請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1-1-4 工程表

請負者は、契約書第3条の規定する工程表を必要に応じて所定の様式に基づき作成し、監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

1-1-5 施工計画書

1. 一般事項

請負者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工作目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。

2. 施工計画書の記載事項

請負者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。この場合、請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は維持工事等の簡易な工事又は単価契約工事においては監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。省略できる項目は(5)、(6)、(8)、(11)とする。

- (1) 工事概要
- (2) 実施工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 安全管理
- (5) 指定機械及び主要機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 緊急時の体制及び対応
- (10) 交通管理

- (11) 環境対策
- (12) 現場作業環境の整備
- (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (14) その他

3. 変更施工計画書

請負者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。

ただし、変更に関わる内容が、同工種で数量変更のみの場合はこの限りではない。

4. 詳細施工計画書

請負者は、施工計画書を提出した時に、監督員から指示された事項を詳細に記載した施工計画書を、指示された時まで提出しなければならない。

1-1-6 監督員

1. 監督員の権限

当該工事における監督員の権限は、契約書第10条第2項に規定した事項である。

2. 監督員の権限の行使

監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、請負者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日、書面により監督員と請負者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1-1-7 工事用地等の使用

1. 維持管理

請負者は、発注者から使用承認を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持管理するものとする。

2. 用地の確保

設計図書において請負者が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負者が必要とする用地については、請負者が準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上請負者が必要とする用地とは、営繕用地（請負者の現場事務所、宿舍、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら請負者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地をいう。

3. 第三者からの調達用地

請負者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

4. 用地の返還

請負者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督員の指示に従い復旧のうえ、直ちに発注者に返還しなければならない。また、工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者へ返還しなければならない。

5. 復旧費用の負担

発注者は、第 1 項に規定した工事用地等について請負者が復旧の義務を履行しないときは請負者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は請負者に支払うべき請負代金から控除するものとする。この場合において、請負者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

6. 用地の使用制限

請負者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1-1-8 工事の着手

請負者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事に着手しなければならない。

1-1-9 工事の下請負

1. 一般事項

請負者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請負契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない
- (3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。
- (4) 下請負者が、愛知中部水道企業団の競争入札参加資格者である場合には、愛知中部水道企業団指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 下請負者は、契約書第 46 条に掲げる要件に該当しない者であること。

2. 下請負人通知

発注者は、愛知中部水道企業団工事請負契約約款第 6 条の規定のほか下請負の制限等に違反する疑いがあると認めるときは、請負者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

1-1-10 施工体制台帳

1. 一般事項

請負者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

- (1) 施工体制台帳に記載すべき内容について
 - ①建設業法第 24 条の 8 第 1 項及び建設業法施行規則第 14 条の 2 に掲げる事項
 - ②安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名（該当する工事のみ。）

(注1) 施工体制台帳、再下請負通知書及び下請契約書(注文書・注文請書)の日付を漏れなく記載し、各書類間の日付・工期は整合させること。

(注2) 工事の工期が延期された場合は、下請契約も併せて変更することとなるため、変更した施工体制台帳、再下請負通知書及び下請負契約書を速やかに作成すること。

(2) 施工体制台帳の添付書類について

- ①愛知中部水道企業団と元請業者との契約書の写し。
- ②下請契約書の写し。
- ③主任技術者の資格を証する書面又は監理技術者資格者証の写し。
- ④主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面。
- ⑤監理技術者補佐(配置する場合)の資格及び雇用を証する書面。
- ⑥専門技術者(配置が必要な場合)の資格及び雇用を証する書面。
- ⑦二次以下の下請負がある場合は、再下請負人との契約書の写し。

(3) 施工体制台帳(写し)の提出日について

工事着手までに提出。(変更が生じた場合は、その都度提出。)

2. 施工体系図

請負者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、国土交通省令に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

なお、施工体系図に記述する工事内容は、契約図書の工種区分との対比がわかりやすいように記述することとする。ただし、詳細になりすぎないように留意する。

(1) 施工体系図の記載内容について

- ①建設業法第24条の8第4項及び建設業法施行規則第14条の6に掲げる事項。
- ②一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期。

(2) 施工体系図(写し)の提出日について

工事着手までに提出。(変更が生じた場合は、その都度提出。)

3. 名札等の着用

請負者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の請負者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、各技術者名、氏名及び所属会社名等が記載されており、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者及び専門技術者であることが容易に確認できる名札等を着用させなければならない。

4. 施工体制台帳等変更時の処置

請負者は、施工体制台帳又は施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに、監督員に提出しなければならない。

1-1-11 請負者相互の協力

請負者は、契約書第2条の規定に基づき、隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力しなければならない。また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-12 工事の一時中止

1. 一般事項

発注者は、契約書第 21 条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、請負者に対してあらかじめ書面により通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第 1 編総則編 1-1-44 の臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当又は不能となった場合
- (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合
- (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合

2. 発注者の中止権

発注者は、請負者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。

3. 基本計画書の作成

前 2 項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-13 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を請負者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が変更することをいう。

1-1-14 工期変更

1. 一般事項

契約書第 16 条第 7 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 5 項、第 20 条、第 21 条第 3 項、第 22 条及び第 40 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 24 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と請負者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を請負者に通知するものとする。

2. 設計図書の変更等

請負者は、契約書第 19 条第 5 項及び第 20 条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3. 工事の一時中止

請負者は、契約書第 21 条に基づく工事の全部又は一部の施工が一時中止となった場合、

第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

4. 工期の延長

請負者は、契約書第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

5. 工期の短縮

請負者は、契約書第 23 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

1-1-15 支給材料

1. 一般事項

請負者は、支給材料を契約書第 16 条第 8 項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2. 受払状況の記録

請負者は、支給材料の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

3. 支給品精算書

請負者は、工事完了時（完了前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点）に支給品精算書を監督員に提出しなければならない。

4. 引渡場所

契約書第 16 条第 1 項に規定する「引渡し場所」は、設計図書又は監督員の指示によるものとする。また、引渡場所からの積込み、荷下しを含む運搬に係る費用は請負者の負担とする。

5. 返還

請負者は、契約書第 16 条第 9 項「不要となった支給材料の返還」も規定に基づき返還する場合、監督員の指示に従うものとする。なお、請負者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。また、返還に要する費用は請負者の負担とする。

6. 修理等

請負者は、支給材料の修理等を行う場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。

7. 流用の禁止

請負者は、支給材料を他の工事に流用してはならない。

8. 所有権

支給材料の所有権は、請負者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

1-1-16 工事現場発生品

1. 一般事項

請負者は、設計図書に定められた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引き渡さなければならない。

2. 設計図書以外の現場発生品の処置

請負者は、第1項以外のものが発生した場合、監督員に通知し、監督員が引き渡しを指示したものについては、現場発生品調書を作成し、監督員の指示した場所で監督員に引き渡さなければならない。

1-1-17 建設副産物

1. 一般事項

請負者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事及び設計図書に指定された仮設工事は、監督員と協議するものとし、設計図書に明示のない任意の仮設工事は、監督員の承諾を得なければならない。

2. マニフェスト

請負者は、産業廃棄物が搬出される工事の場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに監督員に提示しなければならない。

また、請負者は、完了検査時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）のうちA票及びE票を検査員に提示しなければならない。

あわせて、請負者は、所定の様式によりマニフェスト管理台帳を作成し、監督員に提出しなければならない。

3. 搬出伝票

請負者は、建設発生土が搬出される工事にあたっては、監督員から建設発生土の確認を求められた場合、搬出伝票を提示しなければならない。

あわせて、請負者は、搬出数量集計表を作成し、監督員に提出しなければならない。

4. 法令遵守

請負者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号（以下「建設リサイクル法」という。）、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱（以下「ガイドライン実施要綱」という。）、愛知県あいくる材率先利用方針を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

5. 計画書等の提出

請負者は、ガイドライン実施要綱第15条の規定に基づき、次の（1）～（6）の計画書等を施工計画書に含め、監督員に提出しなければならない。また、請負者は、（1）、（2）の各実施書を工事完了時に監督員に提出しなければならない。

（1）再生資源利用計画書（実施書）

（2）再生資源利用促進計画書（実施書）

- (3) 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可書（民間受入地の場合に限る。）の写し
- (4) 収集運搬、処理業者の許可書の写し
- (5) 廃棄物処理委託契約書の写し
- (6) 運搬ルート図

6. 建設リサイクル法通知済ステッカーの貼付

請負者は、建設リサイクル法通知済ステッカーを監督員から受領し、工事現場の標識など公衆が見やすい場所に貼付するものとする。

7. 再生資源利用（促進）計画書の掲示

請負者は、法令に基づき、再生資源利用（促進）計画書を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲げなければならない。

1－1－18 監督員による確認及び立会等

1. 確認及び立会等の請求

請負者は、監督員による確認及び立会等を求めるときは、工事立会請求書等を監督員へ提出しなければならない。

2. 監督員の立会

監督員は、必要に応じ、工事現場又は製作工場において立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、請負者はこれに協力しなければならない。

3. 検査・立会の準備等

請負者は、監督員による確認及び立会に必要な準備、人員並びに資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。

4. 検査及び立会の時間

監督員による確認及び立会の時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りでない。

5. 遵守義務

請負者は、契約書第10条第2項第3号、第14条第2項又は第15条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第18条及び第33条に規定する義務を免れないものとする。

1－1－19 数量の算出及び工事完了図

1. 一般事項

請負者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

2. 出来形数量の提出

請負者は、出来形測量の結果をもとに、設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。

3. 工事完了図

請負者は、工事完了図作成の対象となる場合には、出来形測量の結果及び設計図書に従って工事完了図を作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-20 工事完了検査

1. 完了届の提出

請負者は、契約書第 33 条の規定に基づき、完了届を監督員に提出しなければならない。

2. 工事完了検査の要件

請負者は、完了届を監督員に提出する場合は、次の各号に掲げる用件をすべて満たさなくてはならない。

- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
- (2) 契約書第 18 条第 1 項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料及び工事関係図面等の資料の整備がすべて完了していること。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

3. 検査日の通知

発注者は、工事完了検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。

4. 検査内容

検査員は、監督員及び請負者の臨場のうえ、工事目的物を対象とした契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
- (2) 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等を参考にして検査を行なう。

5. 修補の指示

検査員は、修補の必要があると認めた場合には、請負者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。

6. 修補期間

修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了確認の日までの期間は、契約書第 33 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。

7. 適用規程

請負者は、当該工事完了検査については、第 1 編総則編 1-1-18 第 4 項の規定を適用する。

1-1-21 既済部分検査等

1. 一般事項

請負者は、契約書第 38 条第 2 項の部分払の確認の請求を行った場合、又は契約書第 39 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。

2. 部分払いの請求

請負者は、契約書第 38 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、出来形検査請求書と合わせて監督員に提出しなければならない。

3. 検査内容

検査員は、監督員及び請負者の臨場のうえ、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
- (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行なう。

4. 修補

請負者は、検査員の指示による修補については、前条第5項の規定に従うものとする。

5. 適用規程

請負者は、当該既済部分検査については、第1編総則編1-1-18第4項の規定を適用する。

6. 検査日の通知

発注者は、既済部分検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。

7. 前金払及び中間前金払の請求

請負者は、契約書第36条に基づく前金払及び中間前金払の請求を行うときは、認定を受ける前に第1編総則編1-1-25による履行報告を作成し、監督員に提出しなければならない。

1-1-22 中間検査

1. 一般事項

請負者は、契約書第32条に基づく、中間検査を受けなければならない。

2. 中間検査の時期選定

中間検査の時期選定は、発注者が行うものとし、発注者は中間検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を通知するものとする。

3. 検査内容

検査員は、監督員及び請負者の臨場のうえ、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
- (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

4. 適用規程

請負者は、当該中間検査については、第1編総則編1-1-18第4項の規定を適用する。

1-1-23 部分使用

1. 一般事項

発注者は、請負者の同意を得て部分使用できるものとする。

2. 検査員による検査

請負者は、発注者が契約書第35条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、検査員による品質及び出来形等の検査を受けるものとする。

1－1－24 施工管理

1. 一般事項

請負者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理を行わなければならない。

2. 施工管理頻度の変更

監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定頻度を変更することができるものとする。この場合、請負者は、監督員の指示に従うものとする。また、これに伴う費用は、請負者の負担とするものとする。

- (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
- (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
- (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合

3. 標示板の設置

請負者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名、請負者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は、速やかに、標示板を撤去しなければならない。なお、標示板は道路工事保安設備設置基準（平成 30 年 3 月愛知県建設局）の保安設備標準様式図に示す記号⑥の標示板による。

4. 整理整頓

請負者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

5. 周辺への影響防止

請負者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などのへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督員へ連絡し、その対応方法等に関して監督員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が請負者の過失によるものと認められる場合、請負者自らの負担で原形に復元しなければならない。

6. 労働環境の改善

請負者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境等の改善に努めなければならない。また、請負者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

7. 発見・拾得等の処置

請負者は、工事中に物件を発見、又は拾得した場合、直ちに、関係機関へ通報するとともに、監督員へ連絡し、その対応について指示を受けるものとする。

1－1－25 履行報告

請負者は、契約書第 12 条の規定に基づき、前月までの履行状況を毎月 5 日までに、監督

員に報告しなければならない。

1－1－26 工事関係者に対する措置請求

1. 現場代理人に対する処置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質、出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不適當と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2. 技術者に対する処置

発注者又は監督員は、監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐（特例監理技術の行うべき職務を補佐する者）をいう。）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質、出来形の確保及び工期の遵守に関して著しく不適當と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1－1－27 工事中の安全確保

1. 安全指針等の遵守

請負者は、下記指針等を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。

- （1）土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、平成 29 年 3 月 31 日）
- （2）建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達 平成 17 年 3 月 31 日）
- （3）「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」

2. 支障行為等の防止

請負者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

3. 建設工事公衆災害防止対策要綱の遵守

請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（事務連絡委、令和元年 9 月 2 日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

4. 建設機械の選定・使用等

請負者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件の合った機械がある場合は、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

5. 周辺への支障防止

請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

6. 防災対策

請負者は、豪雨、出水、土石流、その他の天災に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。また、風に対しても注意を払わなければならない。

7. 第三者の立入り禁止処置

請負者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

8. 安全巡視

請負者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは安全を確保しなければならない。

請負者は、安全巡視員を定め、安全巡視員は常に腕章を着用して、その所在を明らかにするとともに、施工計画書の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めなければならない。

9. 現場環境改善

工事現場の現場環境改善は、周辺住民への生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うことを目的とする。よって、請負者は、施工に際しこの主旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。

10. 定期安全研修・訓練等

請負者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修、訓練等を実施しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該工事内容等の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該工事における災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全、訓練等として必要な事項

11. 施工計画書

請負者は、工事内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を次の各号のとおり作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。

- (1) 工事期間中の月別安全、訓練等実施全体計画
- (2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。
 - ア 月別の安全・訓練等の実施内容、工程に合わせた適時の安全項目
 - イ 資材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法
 - ウ 現場内の業務内容及び工程の作業員への周知方法
 - エ K Y及び新規入場者教育の方法
 - オ 場内整理整頓の実施。
 - カ その他安全に関する取組み

12. 安全教育・訓練等の記録

請負者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況等について、工事記録に記載するとともに、写真等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。

13. 関係機関との連絡

請負者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

14. 飛来落下物に対する措置

請負者は、鉄道又は道路等に近接している場所での工事施工については、飛来落下物に対する安全策を講じなければならない。

15. 工事関係者の連絡協議

請負者は、工事現場が隣接し、又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

16. 南海トラフ地震臨時情報

請負者は、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合には、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の構造物及び仮設構造物に対し、必要な補強・落下防止等の保全措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する緊急避難措置の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うとともに、河川堤防を掘削する工事など、有事の際に甚大な被害を及ぼす可能性がる工事を行っている場合は、その対応について早急に監督員と協議し、必要に応じて第1編総則編 1-1-44 の臨機の措置をとらなければならない。請負者は、上記の地震に限らず、震度4以上の地震が発生した場合は、速やかに作業を中止するとともに現場内を点検し、その状況を監督員に報告するものとする。

17. 安全衛生協議会の設置

監督員が、労働安全衛生法（令和元年6月14日 改正法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、請負者を指名した場合には、請負者はこれに従うものとする。

18. 安全優先

請負者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。

19. 施工計画の立案

請負者は、施工計画の立案にあたっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮のうえ施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に、梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について充分配慮しなければならない。

20. 災害発生時の応急処置

災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。

ならない。

21. 地下埋設物の調査

請負者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。

22. 不明の地下埋設物の処置

請負者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。

23. 地下埋設物件等損害時の処置

請負者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。

24. 転落・落下の防止

請負者は、本体工事のみならず仮設工事、資材等の搬出入作業も含め、高所（高さ2 m以上）及び開口部の作業時における作業員の転落・落下の防止のため、防護設備及び昇降用梯子等安全施設を設けなければならない。

25. 休息時間及び安全に関する指導

請負者は、工事中における作業員の労働災害防止を図るため、昼休みを除いた午前、午後の各々の中間に15分程度の休憩を実施するものとし、施工計画書に具体的時間を記載しなければならない。また、作業開始前に作業員に対し安全に関する指導を行わなければならない。

1-1-28 火災の防止

1. 火気の使用

請負者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。

- (1) 請負者は、火気の使用を行う場合は、工事中的火災予防のため、その火気の使用場所、日時、消火設備等を記載した計画書を監督員に提出しなければならない。
- (2) 請負者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (3) 請負者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (4) 請負者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等の野焼きをしてはならない。

1-1-29 後片付け

1. 一般事項

請負者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の請負者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ、撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ、整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

2. 損害を与えた場合の復旧

請負者は、工事の施設上必要な土地、立木、施設等を撤去又は損傷を与えた場合には、原形同等以上に復旧しなければならない。

1－1－30 事故報告書

請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故報告書を指示する期日までに提出しなければならない。

1－1－31 環境対策

1. 環境保全

請負者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2. 苦情対応

請負者は、環境への影響が予知され、又は発生した場合は、直ちに、応急措置を講じ監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

3. 注意義務

請負者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、請負者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。

4. 排出ガス対策型建設機械

請負者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規程等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改正平成23年7月13日付け国総環第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

5. 低振動型・低振動型建設機械

請負者は、当該工事において、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技

術審議官通達、昭和 62 年 3 月 30 日）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で
使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土
交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければな
らない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機
種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができるものとする。

なお、請負者は協議を行う前に次の（１）及び（２）について確認しなければならない。

- （１）調達した建設機械が「低振音型・低振動型建設機械の指示に関する規程（国土交通
省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）」（以下「新基準」と呼ぶ。）に適合しているか、該
当建設機械のメーカーに確認する。
- （２）調達した建設機械が建設機械メーカーによる騒音対策を施すことにより新基準に適
合するか、該当建設機械のメーカーへ確認する。なお、低振動型建設機械のうちバッ
クホウ、バイブルハンマーについての協議は省略できるものとする。

1-1-32 文化財の保護

1. 一般事項

請負者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要
性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは、直ちに、工事を中止し、設計図書
に関して監督員に協議しなければならない。

2. 文化財等発見時の処置

請負者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との
契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋設物の発見者としての権利を
保有するものである。

1-1-33 交通安全管理

1. 一般事項

請負者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等
により、路面を損傷し、又は汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事
公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損
害を及ぼした場合は、契約書第 29 条によって処置するものとする。

2. 輸送災害の防止

請負者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械等の輸送を伴う工事については、
関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸
送担当業者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項に
ついて計画を立て、災害の防止を図らなければならない。

3. 交通安全等輸送計画

請負者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送を伴う
工事は、事前に関係機関と協議のうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画をたて、
施工計画書に記載しなければならない。

4. 交通安全法令の遵守

請負者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和 2 年 11 月 13 日内閣府・国土交通省令第 4 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における標示施工等の設置基準一部改正について（国土交通省道路局長通知、平成 18 年 3 月 31 日）及び道路工事保安設備設置基準（平成 30 年 3 月愛知県建設局）に基づき、安全対策を講じなければならない。

5. 工事用道路の維持管理及び補修

請負者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

6. 使用方法等計画

請負者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を監督員に提出しなければならない。この場合において、請負者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他必要な措置を行わなければならない。

7. 工事用道路使用の責任

発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、請負者の責任において使用するものとする。

8. 工事用道路共用時の処置

請負者は、特記仕様書に他の請負者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する請負者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

9. 公衆交通の確保

公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。請負者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き、一般の交通に使用される路面からすべての設備及びその他の障害物を撤去しなくてはならない。

10. 作業区域の標示

請負者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。

11. 交通管理

請負者は、安全管理については、下記によるものとするが、現場の実状に応じた施工方法等により、交通管理を実施しなければならない。

(1) 交通規制及び標識

ア 請負者は、設計図書に交通管理図を明示した場合には、これにより施工しなければならない。

イ 請負者は、夜間開放時には保安灯等を設置するものとし、工事期間中は保安灯、バリケード等の保守点検を実施しなければならない。

ウ 請負者は、施工上やむを得ず交通規制を実施する必要がある場合は、実施予定日より

1ヶ月以上前に監督員に申し出るとともに、関係機関に所定の手続きをとらなければならない。なお、実施にあたっては規制の計画を監督員に提出するとともに、関係機関から指示された事項を行わなければならない。

- エ 請負者は、工事に伴い車線規制等を実施する場合は、一般交通車両による「もらい事故」防止対策として、施工箇所の先端部付近に適時標識車等を配置するものとし、作業員の安全確保に努めなければならない。標識車等の仕様については表 1-1 のとおりとするが、これにより難い場合は設計図書に関して監督員と協議しなければならない。また、交通標識車等の配置等を示した交通規制処理図を規制方法に応じ作成しなければならない。第 1 編総則編 1-1-5 第 2 項第 10 号に記載しなければならない。

表 1-1 標識車等の仕様

項 目	数量・規格	配 置 等
クッションドラム	2 個	標識車の前方 5m 程度に設置
標 識		道路工事保安設備設置基準の保安設備標準様式図の記号⑪に準ずる（標識のベース車両に搭載）。ただし、施工現場が移動しない工事は固定とする。
標識のベース車両	2 t トラック	
体感マット	幅 200 mm 厚 6 mm	施工現場の渋滞状況を勘案し、適切な位置に設置

注：体感マットについては、設置することが現場状況に不適な場合は、監督員と協議するものとする。

(2) 交通誘導警備員

- ア 請負者は、工事の施工に伴って、工事車両の出入口及び交差道路等に対し、一般交通の安全誘導が必要となる箇所には、交通の誘導・整理を行う者（以下「交通誘導警備員」という。）を配置し、公衆の交通の安全を確保しなければならない。
- イ 請負者は、現道上又は現道に近接して行う工事で、やむを得ず工事用材料、機械器具等を工事区間に保管する場合には、監督員の承諾を得て一般交通の安全を確保し、所定の標識その他安全施設を設け、状況によっては交通誘導警備員を配置しなければならない。
- ウ 請負者は、警備業法の規定に基づき、愛知県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認めた指定路線で行う交通誘導警備業務には、交通誘導員のうち 1 人以上は有資格者（平成 17 年警備業法改正以降の交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級検定合格者）としなければならない。また、監督員の請求があった場合には、有資格者の合格証明書を提示しなければならない。

12. 保安灯

請負者は、道路工事保安設備設置基準により設置する保安灯のうち、電源に商用電力を用いるものにあつては停電等に対処するために乾電池式保安灯を併用しなければならない。

13. 保守点検

請負者は、設置した保安施設が常に良好な状態を保つよう、日々の保守点検を行わなければならない。

14. 通行許可

(1) 請負者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、道路法第 47 条第 1 項、車両制限令第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、第 1 編総則編 1-1-5 第 2 項第 10 号に記載しなければならない。

(2) 請負者は、運搬計画どおり運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督員または検査員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

表 1－2 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m（但し、指定道路については 4.1m）
重量	
総重量	20.0 t（但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0 t）
軸重	10.0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8 未満の場合は 18 t （隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m 以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5 t 以下の場合は 19 t）1.8m 以上の場合は 20.0 t
輪過重	5.0 t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合には、このけん引されている車両を含む。

15. 過積載等の防止

請負者は、下記によりダンプトラック等による過積載等の防止に努めなければならない。

- (1) 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材購入をしないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造したダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設置状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

- (6) 下請負契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- (7) (1) から (6) のことにつき、下請負契約における受注者を指導すること。

1-1-34 施設管理

請負者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約書第 35 条の適用部分）について、施工管理上、契約図書における規定の履行をもっても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と協議できるものとする。

なお、当該協議事項は、契約書第10条の規定に基づき処理されるものとする。

1-1-35 現場の衛生管理

配水場（運転中又はこれに準ずるもので、中間ポンプ場、水源等を含む）構内で行う工事に従事する者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 工事期間が1ヶ月以上に亘る場合、「水道法」第21条の規定に基づく健康診断により消化器系伝染病病原菌者でないことを証明する証明書を、監督員に提出すること。
- (2) 健康診断は概ね6ヶ月ごとに行う。
- (3) 配水場の配水作業区域内で作業を行う者は、名簿を水道技術管理者へ提出し承諾を求めること。
- (4) 作業者は、監督員の指示する腕章又は記章を着用し、かつ、所属の判るヘルメット等を着用すること。
- (5) 作業者は、劇毒物、油類及び汚水で水道水、施設に汚染が生じないように注意しなければならない。
- (6) 非衛生的な行為をした場合は、配水場内から退去を求めることがある。この場合、請負者は異議なくこれに応じなければならない。

1-1-36 諸法令の遵守

1. 諸法令の保守

請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。

- | | |
|------------------|-------------------|
| (1) 会計法 | (令和元5月改正法律第16号) |
| (2) 建設業法 | (令和元年6月改正法律第37号) |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法 | (平成21年6月改正法律第51号) |
| (4) 労働基準法 | (令和2年3月改正法律第14号) |
| (5) 労働安全衛生法 | (令和元年6月改正法律第37号) |
| (6) 作業環境測定法 | (令和元年6月改正法律第37号) |
| (7) じん肺法 | (平成30年7月改正法律第71号) |
| (8) 雇用保険法 | (令和2年3月改正法律第14号) |

(9) 労働者災害補償保険法	(令和2年3月改正法律第14号)
(10) 健康保険法	(令和2年3月改正法律第8号)
(11) 中小企業退職金共済法	(令和元5月改正法律第16号)
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(令和2年3月改正法律第14号)
(13) 出入国管理及び難民認定法	(令和元年12月改正法律第63号)
(14) 道路法	(令和2年5月改正法律第31号)
(15) 道路交通法	(令和2年6月改正法律第42号)
(16) 道路運送法	(令和2年6月改正法律第36号)
(17) 道路運送車両法	(令和2年6月改正法律第37号)
(18) 砂防法	(平成25年11月改正法律第76号)
(19) 地すべり等防止法	(平成29年6月改正法律第45号)
(20) 河川法	(平成29年6月改正法律第45号)
(21) 海岸法	(平成30年12月改正法律第95号)
(22) 港湾法	(令和元年12月改正法律第68号)
(23) 港則法	(平成28年5月改正法律第42号)
(24) 魚湾漁場整備法	(平成30年12月改正法律第95号)
(25) 下水道法	(平成27年5月改正法律第22号)
(26) 航空法	(令和2年6月改正法律第61号)
(27) 公有水面埋立法	(平成26年6月改正法律第51号)
(28) 軌道法	(平成29年6月改正法律第45号)
(29) 森林法	(令和2年6月改正法律第41号)
(30) 環境基本法	(平成30年6月改正法律第50号)
(31) 火薬類取締法	(令和元年6月改正法律第37号)
(32) 大気汚染防止法	(平成29年6月改正法律第45号)
(33) 騒音規制法	(平成26年6月改正法律第72号)
(34) 水質汚濁防止法	(平成29年6月改正法律第45号)
(35) 湖沼水質保全特別措置法	(平成26年6月改正法律第72号)
(36) 振動規制法	(平成26年6月改正法律第72号)
(37) 廃棄物処理及び清掃に関する法律	(令和元年6月改正法律第37号)
(38) 文化財保護法	(令和2年6月改正法律第41号)
(39) 砂利採取法	(令和2年6月改正法律第50号)
(40) 電気事業法	(令和2年6月改正法律第49号)
(41) 消防法	(平成30年6月改正法律第67号)
(42) 測量法	(令和元年6月改正法律第37号)
(43) 建築基準法	(令和2年6月改正法律第43号)
(44) 都市公園法	(平成29年5月改正法律第26号)
(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成26年6月改正法律第55号)
(46) 土壌汚染対策法	(平成26年6月改正法律第45号)
(47) 駐車場法	(平成29年5月改正法律第26号)

(48) 海上交通安全法	(平成28年5月改正法律第42号)
(49) 海上衝突予防法	(平成15年6月改正法律第63号)
(50) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	(令和元年5月改正法律第16号)
(51) 船員法	(平成29年6月改正法律第45号)
(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法	(平成26年6月改正法律第69号)
(53) 船舶安全法	(平成29年5月改正法律第41号)
(54) 自然環境保全法	(平成31年4月改正法律第20号)
(55) 自然公園法	(令和元年6月改正法律第37号)
(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和元年6月改正法律第37号)
(57) 公共工事の品質確保の促進に関する法律	(令和元年6月改正法律第35号)
(58) 国等による環境部品等の調達の推進等に関する法律	(平成27年9月改正法律第66号)
(59) 河川法施工法 抄	(平成11年12月改正法律第160号)
(60) 技術士法	(令和元年6月改正法律第37号)
(61) 漁業法	(令和元年5月改正法律第1号)
(62) 空港法	(令和元年6月改正法律第37号)
(63) 計量法	(平成26年6月改正法律第69号)
(64) 厚生年金保険法	(令和2年6月改正法律第40号)
(65) 航路標識法	(平成28年5月改正法律第42号)
(66) 資源の有効な利用の促進に関する法律	(平成26年6月改正法律第69号)
(67) 最低賃金法	(平成24年4月改正法律第27号)
(68) 職業安定法	(令和元年6月改正法律第37号)
(69) 所得税法	(令和2年3月改正法律第8号)
(70) 水産資源保護法	(平成30年12月改正法律第89号)
(71) 船員保険法	(令和2年3月改正法律第14号)
(72) 著作権法	(令和2年6月改正法律第48号)
(73) 電波法	(令和2年4月改正法律第23号)
(74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法	(令和2年6月改正法律第42号)
(75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	(令和2年3月改正法律第14号)
(76) 農薬取締法	(令和元年12月改正法律第62号)
(77) 毒物及び劇物取締法	(平成30年6月改正法律第66号)
(78) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	(平成17年7月改正法律第82号)
(79) 地方自治法	(令和3年2月改正法律第5号)
(80) 愛知県財務規則	(令和2年)
(81) 県民の生活環境の保全等に関する法律	(平成31年)
(82) 廃棄物の適正な処理の促進に関する法律	(平成30年)
(83) 愛知県産業廃棄物税条例	(平成30年)

- (84) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年5月改正法律第41号)
(85) 警備業法 (令和元年6月改正法律第37号)
(86) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和元年6月改正法律第37号)
(87) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(令和元年6月改正法律第42号)

2. 法令違反の処置

請負者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。

3. 不適当な契約図書の処置

請負者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督員と協議しなければならない。

1-1-37 官公庁等への手続等

1. 一般事項

請負者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2. 関係機関への届出

請負者は、工事施工にあたり請負者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

3. 諸手続の提示・提出

請負者は、諸手続にかかる許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

4. 許可承諾条件の遵守

請負者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、請負者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員と協議しなければならない。

5. コミュニケーション

請負者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

6. 苦情対応

請負者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、請負者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当らなければならない。

7. 交渉時の注意

請負者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。請負者は、交渉に先立ち、監督員に連絡のうえ、これらの交渉に当たっては、誠意をもって対応しなければならない。

8. 鉄道と接近する工事

請負者は、鉄道と近接して工事を施工する場合の交渉・協議及び他機関との立会等の必

要がある場合には、監督員に報告し、これにあたらなければならない。

9. 交渉内容明確

請負者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1－1－38 施工時間の変更

1. 施工時間の変更

請負者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ、監督員と協議するものとする。

2. 休日又は夜間の作業連絡

請負者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については書面等により通知又は施工計画書に記載しなければならない。

1－1－39 工事測量

1. 一般事項

請負者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮 BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督員の指示を受けなければならない。なお、測量標（仮 BM）及び工事用多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。また請負者は、測量結果を監督員に報告しなければならない。

2. 引照点等の設置

請負者は、工事施工に必要な仮水準点、工事多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

3. 工事用測量標の取扱い

請負者は、用地幅杭、測量標（仮 BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

4. 既存杭の保全

請負者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

5. 水準測量・水深測量

水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高又は工事用基準面を基準として行うものとする。

6. 仮設標識

請負者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。

1－1－40 提出書類

1. 一般事項

請負者は、契約書に定めるもののほか、愛知中部水道企業団の定める様式により次の各号に該当する書類を設計図書で定める時期若しくは工事完了時までに監督員に提出しなければならない。

- (1) 現場代理人、主任技術者通知書
- (2) 監理技術者、専門技術者通知書
- (3) 配管工通知書
- (4) 溶接工通知書
- (5) 施工計画書
- (6) 残土及び建設廃材処理計画書
- (7) 工程表（必要に応じて）
- (8) 下請負人通知書（必要に応じて）
- (9) 施工体制台帳及び施工体系図
- (10) 工事材料検査（工事立会）請求書
- (11) 製作図（使用材料）承認申出書
- (12) 工事打合簿
- (13) 完了届
- (14) 工事完了図
- (15) 工事日報又は工事記録
- (16) 出来形管理表
- (17) 建設廃材等管理表
- (18) 納品数量集計表
- (19) 工事写真帳

1－1－41 不可抗力による損害

1. 工事災害の報告

請負者は、災害発生後、直ちに、被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 30 条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに損害発生通知書により監督員に通知するものとする。

2. 設計図書で定めた基準

契約書第30条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 降雨に起因する場合、次のいずれかに該当する場合とする。
 - ア 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上
 - イ 1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20mm 以上

ウ 連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150mm 以上

エ その他設計図書で定めた基準

(2) 強風に起因する場合

最大風速（10 分間の平均風速で最大のものをいう。）が 15m/秒以上あった場合

(3) 河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合

(4) 地震、津波、豪雪に起因する場合、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3. その他

契約書第30条第2項に規定する「請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの並びに災害の一因が施工不良等請負者の責によるとされるものをいう。

1－1－42 特許権等

1. 一般事項

請負者は、特許権等の使用に規定する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示がなく、その使用に関した費用負担を契約書第 9 条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員と協議しなければならない。

2. 保全措置

請負者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。

3. 著作権法に規定される著作物

発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和2年6月12日改正、法律第48号第2条第1項第1号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1－1－43 保険の付保及び事故の補償

1. 一般事項

請負者は、残存爆破物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。

2. 回航保険

請負者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。

3. 保険加入の義務

請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

4. 補償

請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

5. 掛金収納書の提出

請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後、原則 1 ヶ月以内に発注者に提出しなければならない。

ただし、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合においては、あらかじめその理由及び証紙購入予定を書面により提出するものとする。

また、請負者は、建設業退職金共済制度の対象労働者数及びその就労予定日数を把握し、必要な枚数を購入しなければならない。

なお、請負者は、共済証紙を「建退共事務受託様式 3 号、建設業退職金共済証紙貼り付け状況報告書」等により適切に管理するとともに、監督員からの請求があった場合には提示しなければならない。

また、請負者は、工事現場又は事業場内に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。

1-1-44 臨機の措置

1. 一般事項

請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、請負者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に通知しなければならない。

2. 天災等

監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他自然的又は人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、工事目的物の品質、出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-1-45 現場代理人及び監理技術者等

1. 現場代理人等通知書

請負者は、契約書第 11 条に規定する現場代理人、監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐（特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者）をいう。以下同じ）又は専門技術者を定め、工事請負契約締結後 5 日以内に所定の様式により経歴書を添付し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

現場代理人、監理技術者等及び専門技術者は、営業所の専任技術者と原則的に兼務することはできない。また、監理技術者等及び専門技術者においては、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係、現場代理人においては請負者との直接的な雇用関係がある者を配置しなければならない。

監理技術者等及び専門技術者の経歴書には、各技術者として必要な資格を証する合格証明書等の写し及び請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係を確認するための書類を添付する

ものとする。

現場代理人の経歴書には、直接的な雇用関係を確認するための書類を添付するものとする。

2. 技術者の専任制

請負代金額が 4,000 万円以上の場合は、主任技術者（監理技術者）は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置く場合は、この限りではない。

なお、請負者は、主任技術者について建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定に基づき、他の工事の主任技術者と兼務させる場合、新たに契約した工事については、現場代理人・主任技術者通知書に主任技術者の兼務届及び工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、工事請負契約締結後 5 日以内、また、既発注工事については、主任技術者の兼務届に工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に監督員を通じて発注者に提出すること。監理技術者について建設業法施行令第 28 条及び第 29 条の規定に基づき、監理技術者補佐を配置することで他の工事と兼務させる場合は、新たに契約した工事及び既発注工事について、兼務届を所定の様式により作成のうえ、新たに契約した工事については工事請負契約締結後 5 日以内に、既発注工事については原則として兼務期間の始期日より前に、監督員を通じて発注者に提出すること。

3. 監督技術者制度運用マニュアル

前 2 項のほか監理技術者等に関する契約図書に定めのない事項については、最新の監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省通知）によるものとする。

4. 現場代理人の常駐の運用

現場代理人の常駐の運用は、「工事現場における現場代理人の常駐の運用について」（愛知県建設局長通知 令和 4 年 12 月 15 日付け 4 建企第 385 号）によるものとする。

なお、請負者は、上記取扱いにおける「運用の 2」以外により、現場代理人と他工事の現場代理人を兼務させる場合は双方の工事に兼務届等を提出することし、以下のとおりとする。

- （1）新たに契約した工事である場合は、現場代理人・主任技術者通知書に現場代理人の兼務届及び工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、工事請負契約締結後 5 日以内に監督員を通じて発注者に提出すること。
- （2）既発注工事である場合は、現場代理人の兼務届に工程表を所定の様式により作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に、監督員を通じて発注者に提出すること。

1-1-46 河川管理施設及び道路付属物並びに占用物件

1. 事前調査

請負者は、工事施工箇所に占用物件が予想される場合には、工事の施工に先立って地下埋設物件等の調査を行わなければならない。また、施工の障害となる占用物件がある場合は、占有者とその処置について打合せを行い、監督員に報告しなければならない。

2. 損傷時の処置

請負者は、工事の施工により河川管理施設及び道路附属物並びに占用物件に損傷を与えた場合には、直ちに応急処置をとり監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し、復旧処置を講じなければならない。

3. 不明の占用物の処置

請負者は、工事途中で管理者不明の占用物件を発見した場合には、監督員に報告し、その処置は予想される占用者の立会を得て管理者を明確にしたうえで処置しなければならない。

4. 工事関係者の調整等

請負者は、工事区域内で占用工事等と競合する場合には、必要に応じ工程等について打合せを行い、両者協力のもとに工事の円滑化と事故防止を図らなければならない。なお、工事中の責任範囲を明確にしておかなければならない。

1－1－47 踏荒らし

1. 地権者の了承

請負者は、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手しなければならない。

2. 損害時の処置

請負者は、官民境界付近に構造物を施工し、民地側を踏荒らし又は民地側の構造物等に損傷を与えた場合には、別途条件を明示された場合を除き、復旧しなければならない。

1－1－48 契約不適合責任

契約不適合期間は、契約書第 56 条に示すほか、次のとおりとする。

植栽等

1 年以内

植栽等とは、樹木、地被類とする。ただし、移植及び根回し工事は適用除外とする。

愛知中部水道企業団共通仕様書【追録】

目 次

施工管理基準	②
出来形管理基準及び規格値	④

施工管理基準

この施工管理基準は、共通仕様書 第1編 1-1-24 施工管理に規定する工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目的

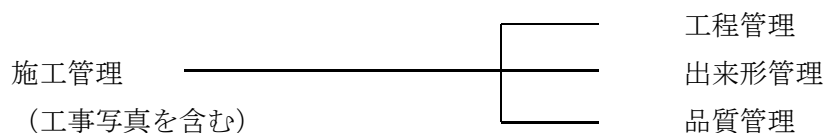
この施工管理基準は、工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格等の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この施工管理基準は、愛知中部水道企業団が発注する工事に適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この施工管理基準によりがたい場合、もしくはこの施工管理基準に定めのない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 請負者は、工事施工前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 請負者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 請負者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに工事完了時に提出しなければならない。
- (5) 請負者は、舗装工事における現場密度の測定位置及びコア採取による厚さ測定位置について、監督員の承諾を得なければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

請負者は、工事内容に応じて適切な工程管理を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については省略できるものとする。

(2) 出来形管理

請負者は、出来形を出来形管理基準及び規格値により管理し、設計値と実測値を対比して記録した出来形図又は出来形管理表を作成し管理するものとする。

(3) 品質管理

請負者は、品質を品質管理基準により定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

なお、品質管理基準は、アスファルト舗装の品質管理を除き愛知県建設局品質管理基準及び規格値を準用する。

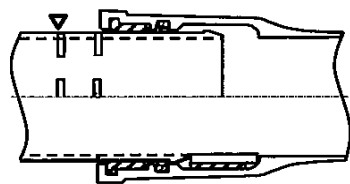
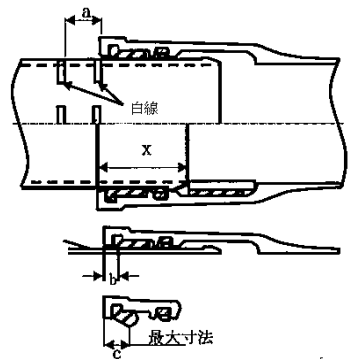
(4) 規格値

請負者は、出来形管理基準及び規格値、品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値はすべて規格値を満足しなければならない。

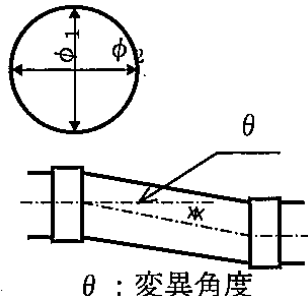
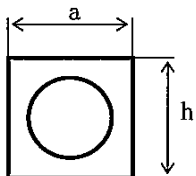
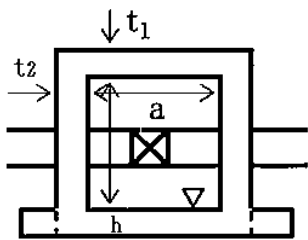
6. その他

請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに工事完了時に提出しなければならない。

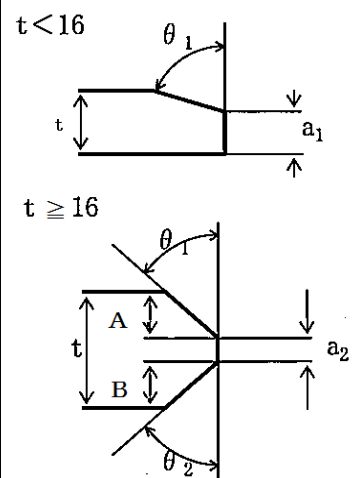
出来形管理基準及び規格値

編	工種		測定項目		規格値 (単位指定のないものはmm)	測定基準	測定箇所	備考
管路	管工事	管布設	延長 … L	鑄鉄管	－ 0 ＋ 0.75% (φ75～100) ＋ 0.60% (φ150～250) ＋ 0.50% (φ300～1000)	定毎 (計画高は構造物又は変化点、直線部は概ね 50m に 1 箇所割合で測定する)		
				配水用ポリエチレン管	－ 0 ＋ 2.0%			
				ポリエチレン管				
				ステンレス管	－ 0 ＋ 0.5%			
				鋼管				
			基準高：▽		± 30			
			出幅		± 50			
			高さ(土被)		± 30			
		鑄鉄管接合	締付トルク		日本ダクタイル鑄鉄管協会接合要領書による。	接合口数		企業庁施工管理基準
			間隔	押輪～受口				
				胴付(X)又は受口～白線(a)				
				受口～ゴム輪の最大寸法(c)				
				受口～ゴム輪(b)				
			ゴム輪の状態					
管路	管工事	鋼管接合	管扁平(内面エポキシ)		± 5%	扁平はφ700 以上全数測定		企業庁施工管理基準
			塗装厚	内面エポキシ	－ 0	塗装は接合箇所全数工場塗装抜き取り		
				外面エポキシ	－ 0			
				ジョイントコート	－ 0.1			

出来形管理基準及び規格値

編	工種		測定項目		規格値 (単位指定のないものはmm)	測定基準	測定箇所	備考
管路	管工事	鋼管 接合	塗装 絶縁	内面エポキシ	1,200V～1,500V	規格電圧で放電しないこと 接合箇所全数	 θ：変異角度	企業庁施工管理基準
				外面エポキシ	2,000V～2,500V			
				ジョイントコート	10,000V～12,000V			
			塗膜付着 (エポキシ)		2MPa	沈下測定はφ700 以上全数		
			伸縮 管沈下	一般	20%≧			
				軟弱	30%≧			
管路	異形管防護工		高さ：h		－ 30		企業庁施工管理基準	
			幅：a		－ 50			
			長さ：ℓ		－ 50			
管路	構造物 (現場打人孔・弁室、排水柵等)		基準高：▽		± 30	各構造物毎測定		企業庁施工管理基準
			厚さ：t ₁ 、t ₂		+ 20 － 10			
			幅：a		± 30			
			長さ：ℓ		± 30			
			高さ：h		± 30			

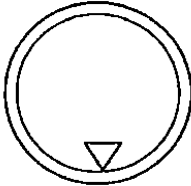
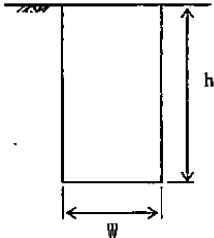
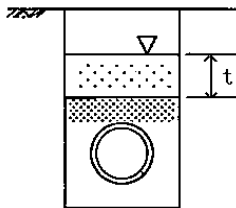
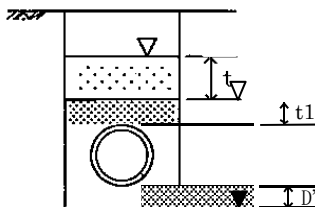
出来形管理基準及び規格値

編	工種	測定項目		規格値 (単位指定のないものは mm)	測定基準	測定箇所	備考
橋梁上部	水管橋 (仮組検査時精度)	板厚	主要鋼管	－5%以内	JIS G3193 による。		企業庁施工管理基準 WSP 027-98 に準じる。
			補剛部材	JIS			
		主部材長		±10	端部は±D/200 D: 口径		
		外口径		±D/100			
		外周長	～500	± 5	自重たわみ =13×10 ⁻¹¹ ×D ⁴ /t ²		
			600～900	± 6			
			1, 000～1, 500	± 7			
		真円度		D/200 以下			
		端面形状 t < 16 θ ₁ =30°		+ 5° － 0			
		a ₁		2. 4 以下			
		t ≥ 16 θ ₁ =30°		+ 5° － 0			
		θ ₂ =40°		+ 5° － 0			
		a ₂		2. 4 以下			
		A		(t-a ₂) × 2/3			
		B		(t-a ₂) × 1/3			

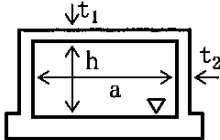
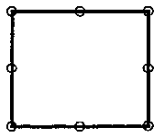
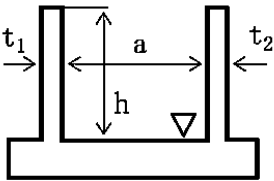
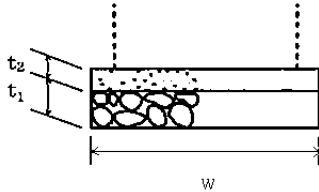
出来形管理基準及び規格値

編	工種	測定項目	規格値 (単位指定のないものはmm)	測定基準	測定箇所	備考	
橋梁上部	水管橋 (架設現場)	全長：支間長 L (m)	+ (10+L/2) - 5	L: 全長又は支間長 (m)		企業庁施工 管理基準 WSP 027-98 に準じる。	
		製作キャンパー L≤20	0～15	L: 支間長 (m)			
		20<L≤40	0～25				
		L>40	0～35				
		軸心の曲り(参考値)	5+L/5				
		測定点におけるキャンパーの最大許容差 α1	α1=(2・α・X)／L (但しα1が5mmを下まわる場合はα1を5mmとしてよい) 支間長に対するキャンパーの最大許容差 α (仮組立の精度表の製作キャンパーの最大値) 支点からの測定点での水平距離 X(m) 支間長 L(m)				
		現場溶接の隙間	3+1 3-2	1 径間 3 箇所程度 全長・支間長：L(m) 補剛部材高さ：H 桁トラスの中心間隔：B 補剛部材長：H'			
		補剛形式補剛部材高 H	±H/500				
		桁トラスの中心間距離 B	±B/500				
		補剛部材の鉛直度	±H' /500				

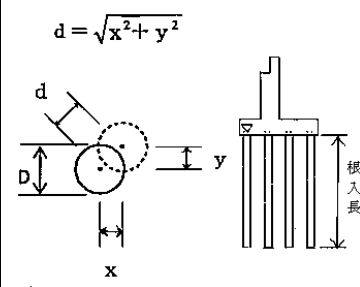
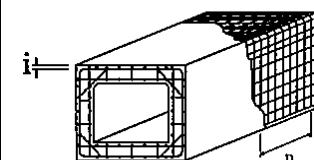
出来形管理基準及び規格値

編	工種	測定項目	規格値 (単位指定のないものは mm)	測定基準	測定箇所	備考
管路	小口径推進工	基準高：▽ (管理目標値)	± 50	基準高及び中心線のずれ (水平)は推進管理測量の 計測データによる。		建設局施工管理基準 (下水道編)
		中心線のずれ(水平) (管理目標値)	± 50			
		総延長：L	－200			
管路	管路掘削	深さ：h	± 30	測定毎 (概ね 50m に 1 箇所の割合 で測定する)		建設局施工管理基準 (下水道編)
		幅：w	－ 50			
管路	管路埋戻	基準高：▽	± 30	測定毎 (概ね 50m に 1 箇所の割合 で測定する)		建設局施工管理基準 (下水道編)
		厚さ：t	± 30			
管路	山砂人力埋戻	基準高：▽▼	－ 0 ＋ 30	測定毎 (概ね 50m に 1 箇所の割合 で測定する) D' は配水用ポリエチレン 管を布設した場合に測定 する。		
		厚さ：t1、D'	－ 0 ＋ 30			

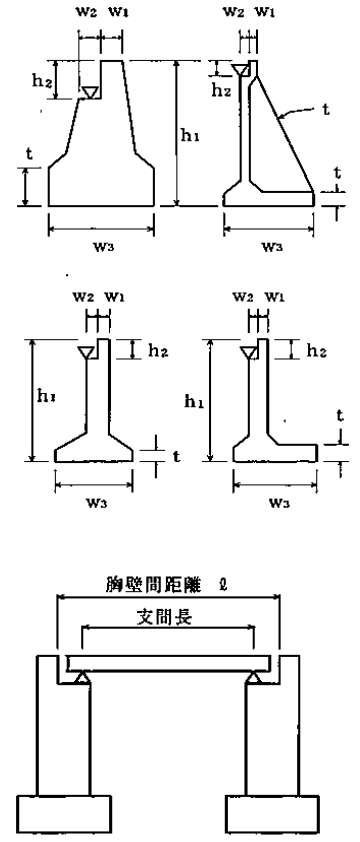
出来形管理基準及び規格値

編	工種	測定項目	規格値 (単位指定のないものは mm)	測定基準	測定箇所	備考
コンクリート構造物	配水池、調整池等	基準高：▽	± 20	漏水テスト： 満水にして 24 時間静置後 検査	  池の両端及び中央の 3 点	企業庁施工管理基準
		厚さ： t_1 、 t_2	± 10			
		幅(内法)： a	+ 30 - 20			
		高さ： h	+ 30 - 20			
		長さ： ℓ	+ 30 - 20			
		漏水テスト	無 蓋			
			有 蓋			
コンクリート構造物	ポンプ井、着水井等	基準高：▽	± 20		 両端及び中央の 3 点	企業庁施工管理基準
		厚さ： t_1 、 t_2	± 20			
		幅(内法)： a	± 10			
		高さ： h	± 20			
		長さ： ℓ	± 20			
基礎工	一般事項 (切込砕石) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅： w	設計値以上	施工延長 50m につき 1 箇所、施工延長 50m 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。		建設局施工管理基準 (工事共通編)
		厚さ： t_1 、 t_2	- 30			
		延長： ℓ	構造物の規格値による			

出来形管理基準及び規格値

編	工種	測定項目	規格値 (単位指定のないものは mm)	測定基準	測定箇所	備考
基礎工	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H 鋼杭)	基準高 : ∇	± 50	全数について杭中心で測定	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	建設局施工管理基準 (工事共通編)
		根入長	設計値以上			
		偏芯量 : d	D/4 以内かつ 100 以内			
		傾斜	1/100 以内			
鉄筋工	鉄筋の組立	平均間隔 : d	$\pm \phi$	$d = D / (n - 1)$ D : n 本間の延長 n : 10 本程度とする。 ϕ : 鉄筋径 工事の規模に応じて、1 リフト、1 ロット当たりに対して各面で 1 箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書(設計編 13.2)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋 6.6)による。 注 1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。		建設局施工管理基準 (工事共通編)
		かぶり : i	$\pm \phi$ かつ 最小かぶり以上			

出来形管理基準及び規格値

編	工種	測定項目	規格値 (単位指定のないものは mm)	測定基準	測定箇所	備考
橋梁下部	橋台・橋脚躯体工	基準高：▽	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」箱抜きの標準形状による。		建設局施工管理基準 (道路編)
		厚さ：t	－ 20			
		天端幅：w1 (橋軸方向)	－ 10			
		天端幅：w2 (橋軸方向)	－ 10			
		敷幅：w3 (橋軸方向)	－ 50			
		高さ：h1	－ 50			
		胸壁の高さ：h2	－ 30			
		天端長：ℓ1	－ 50			
		敷長：ℓ2	－ 50			
		胸壁間距離：ℓ	± 30			
		支間長及び中心線の変位	± 50			
		アンカーボルトの箱抜き規格値	鋼製支承	計画高	－20～+10	
				平面位置	± 20	
				アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下	
			ゴム製支承	計画高	－20～+10	
				平面位置	± 20	
				アンカーボルト孔の鉛直度	1/50 以下	

出来形管理基準及び規格値

編	工種	測定項目	規格値（単位指定のないものはmm）				測定基準	測定箇所	備考
			個々の測定値(X)		10 個の測定値の平均(X10)				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上				
一般舗装工	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高：▽	±40	±50	—		基準高は延長 50m 毎に 1 箇所の割りとし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線 50m 毎に 1 箇所、50m 未満のものは 1 施工箇所につき 1 箇所で測定。幅は、延長 50m 毎に 1 箇所の割で測定。	※工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、施工面積で判断する。	建設局施工管理基準 (工事共通編)
		厚さ	－45	－45	－15				
		幅	－50	－50	—				
一般舗装工	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	－25	－30	－ 8		幅は、延長 50m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは各車線 50m 毎に 1 箇所、50m 未満のものは 1 施工箇所につき 1 箇所で測定。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
		幅	－50	－50	—				
一般舗装工	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	－25	－30	－ 8		幅は、延長 50m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、アスファルト舗装の品質管理(別紙)による施工面積に準じて必要個数のコアを採取して測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
		幅	－50	－50	—				

出来形管理基準及び規格値

編	工種	測定項目	規格値（単位指定のないものはmm）				測定基準	測定箇所	備考
			個々の測定値(X)		10 個の測定値の平均(X10)				
			中規模以上	小規模以下	中規模以上				
一般舗装工	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 加熱アスファルト安定処理工	厚さ	－15	－20	－ 5		幅は、延長 50m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、アスファルト舗装の品質管理(別紙)による施工面積に準じて必要個数のコアを採取して測定。	※工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。	建設局施工管理基準 (工事共通編)
		幅	－50	－50	—				
一般舗装工	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	－ 9	－12	－ 3		幅は、延長 50m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、アスファルト舗装の品質管理(別紙)による施工面積に準じて必要個数のコアを採取して測定。	※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。	
		幅	－25	－25	—				
一般舗装工	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	－ 7	－ 9	－ 2		幅は、延長 50m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、アスファルト舗装の品質管理(別紙)による施工面積に準じて必要個数のコアを採取して測定。 平坦性は各車線毎に車線縁から 1m の線上、全延長とする。	ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
		幅	－25	－25	—				
			平坦性	3m プロフィールメーター (σ)2.4mm 以下 直読式(脚付き) (σ)1.75mm 以下					

出来形管理基準及び規格値

編	工種	測定項目	規格値（単位指定のないものはmm）			測定基準	測定箇所	備考
			個々の測定値(X)		10 個の測定値の平均 (X10)			
			中規模以上	小規模以下	中規模以上			
一般舗装工	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高：▽	±40	±50	—	基準高は延長 50m 毎に 1 箇所の割りとし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 50m 毎に 1 箇所、50m 未満のものは 1 施工箇所につき 1 箇所で測定。幅は、延長 50m 毎に 1 箇所の割で測定。	※工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。	建設局施工管理基準 (工事共通編)
		厚さ	－45		－15			
		幅	－50		—			
一般舗装工	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ	－25	－30	－ 8	幅は、延長 50m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、各車線 50m 毎に 1 箇所、50m 未満のものは 1 施工箇所につき 1 箇所で測定。	※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、施工面積で判断する。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
		幅	－50		—			
一般舗装工	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚さ	－25	－30	－ 8	幅は、延長 50m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
		幅	－50		—			

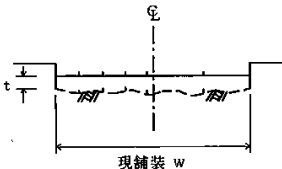
出来形管理基準及び規格値

編	工種	測定項目	規格値（単位指定のないものは mm）			測定基準	測定箇所	備考
			個々の測定値(X)		10 個の測定値の平均 (X10)			
			中規模以上	小規模以下	中規模以上			
一般舗装工	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	－ 9	－12	－ 3	幅は、延長 50m 毎に 1 箇所の割とし、厚さは、1000 m ² に 1 個の割でコアを採取して測定。	※工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。	
		幅	－25		－			
一般舗装工	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	－10		－3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m 毎に水系又はレベルにより 1 測線あたり横断方向に 3 箇所以上測定、幅は、延長 50m 毎に 1 箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から 1m の線上、全延長とする。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	建設局施工管理基準 (工事共通編)
		幅	－25		－			
		平坦性	コンクリート硬化後 3m プロフィルメータにより 機械舗設の場合 (σ)2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ)3mm 以下					
		目地段差	± 2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			

出来形管理基準及び規格値

編	工種	測定項目	規格値（単位指定のないものはmm）			測定基準	測定箇所	備考
			個々の測定値（X）		10 個の測定値の平均（X10）			
			中規模以上	小規模以下	中規模以上			
舗装工	歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高	±50		—	基準高は片側延長 50m 毎に 1 箇所の割で測定。 厚さは、片側延長 50m 毎に 1 箇所、50m 未満のものは 1 施工箇所につき 1 箇所で測定。 幅は、片側延長 50m 毎に 1 箇所測定。 ※両端部 2 点で測定する。	※工事規模の考え方 中規模とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 ※路盤工における規模の判定は、混合物の総使用量は適用せず、施工面積で判断する。	
		厚さ	t<15cm	－30	－10			
			t≥15cm	－45	－15			
		幅	－100		—			
舗装工	歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	－ 9		－ 3	幅は、片側延長 50m 毎に 1 箇所の割で測定。厚さは、アスファルト舗装の品質管理（別紙）による施工面積に準じて必要個数のコアを採取して測定。 歩道舗装においてもアスファルト舗装の品質管理（別紙）による施工面積に準じて必要個数のコアを採取して測定。 ただし車道にてコアを採取する場合は、その採取位置の横断方向にて、車道と同数コアを採取して測定。	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。 ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	建設局施工管理基準 （道路編）
		幅	－25		—			

出来形管理基準及び規格値

編	工種	測定項目	規格値（単位指定のないものはmm）		測定基準	測定箇所	備考
			個々の測定値(X)	平均の測定値(X/10)			
舗装工 (道路維持)	切削オーバーレイ工	厚さ：t	－ 9		厚さは 50m 毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 50m 毎に 1 箇所の割とし、延長 50m 未満の場合は、2 箇所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 平坦性は各車線毎に舗装縁から 1m の線上、全延長とする。		建設局施工管理基準 (道路編)
		幅：w	－ 25				
		延長：L	－100				
		平坦性	3m プロフィルメーター (σ)2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下				
共通的工種	区画線工	厚さ：t (溶融式のみ)	設計値以上		各車線毎に 1 箇所テストピースにより測定。		建設局施工管理基準 (工事共通編)
		幅：w	設計値以上				
		延長：L	設計値以上		1 施工箇所毎		

(1) 一般工事（補助事業以外）のコア抜き個数（舗装厚さ試験）

ア 一般工事（補助事業以外）のコア抜き個数は、次表のコア抜き個数表（補助事業以外）のとおりとする。

コア抜き個数表（補助事業以外）

舗装タイプ別面積		コア抜き個数
200 m ² 未満		0個
200 m ² ～	500 m ² 未満	3個
500 m ² ～	2,000 m ² 未満	6個
2,000 m ² ～	10,000 m ² 未満	10個

- 注) 1. 道路管理者の指示がある場合は、それを優先する。
 2. 200 m²未満でも必要に応じてコア抜きを1箇所行ってもよい。
 3. コア抜きあとは、速やかに復旧すること。

(2) 補助事業のコア抜き個数（舗装厚さ試験）

ア 補助事業のコア抜き個数は、次表のコア抜き個数表（補助事業）のとおりとする。

イ 10個の採取の場合は、さらに6個を本コアの位置より10cm離して採取（以下追加コアという）する。

ウ 3個又は6個の採取の場合は、さらに3個のコアを本コアの位置より10cm離して採取する。

注) 本コアとは、出来形の厚さを測定したものであり、追加コアとは、密度、アスファルト量等の粒度測定用（締固め度試験）である。

コア抜き個数は、本コアと追加コアの和の個数である。

コア抜き個数表（補助事業）

舗装タイプ別面積		本コア個数	追加コア個数
200 m ² 未満		1個	1個
200 m ² ～	500 m ² 未満	3個	3個
500 m ² ～	2,000 m ² 未満	6個	3個
2,000 m ² ～	10,000 m ² 未満	10個	6個

注) コア抜きあとは、速やかに復旧すること。

(3) 出来形

ア 歩道の舗装の厚さは、表層のⅢ種を適用する。

イ 磨耗層等は、表層の基準値を適用する。

ウ 工事の区分

Ⅰ種工事 …… C、D交通の設計のもの

Ⅱ種工事 …… A、B交通の設計のもの

Ⅲ種工事 …… L交通、簡易舗装、小規模工事のもの

(4) 品質

品質の合否判定は、次表の品質の合否判定表のとおりとする。

品質の合否判定表

工種	適用工事 項目		Ⅰ、Ⅱ種工事			Ⅲ種工事		
			X ₁₀	X ₆	X ₃	X ₁₀	X ₆	X ₆
定 漚 処 理 安	締固め度(%)		95以上	95.5以上	96.5以上	95以上	95.5以上	96.5以上
	粒度 (%)	2.36 mm	±10以内	±9.5以内	±8.5以内			
		0.075 mm	±4以内	±4以内	±3.5以内			
	アスファルト量(%)		-0.8以上	-0.8以上	-0.7以上	-0.8以上	-0.8以上	-0.7以上
基 表 層 層	締固め度(%)		96以上	96以上	96.5以上	96以上	96以上	96.5以上
	粒度 (%)	2.36 mm	±8.0以内	±7.5以内	±7.0以内	±8.0以内	±7.5以内	±7.0以内
		0.075 mm	±3.5以内	±3.5以内	±3.0以内	±3.5以内	±3.5以内	±3.0以内
	アスファルト量(%)		±0.55以内	±0.50以内	±0.50以内	±0.55以内	±0.50以内	±0.50以内

備考1. 歩道及び路肩舗装は、粒度及びアスファルト量とも上表の表基層によるが、締固め度は、X₁₀=90%、

X₆=90.5%、X₃=91%を判定値とする。

2. 保存用採取供試体の表示は下記によるものとし、採取箇所は監督員の指示による。

保存用コア表示標準図

[表示方法] 径 10 cm

年度	
工 事 名	
路 線 名	
工 事 箇 所	
採取年月日	
採 取 位 置	
種類・設計厚	
仕 上 厚	
請 負 者	
発 注 者	
立会者	